

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号) 1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）</p> <p>第三章 予納による納付及び口座振替による納付（第二十六条 第四十一条の七）</p> <p>第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の八 第四十一条の十）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）</p> <p>第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の十）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（識別番号の表示）</p> <p>第二条 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出及び平成十二年一月一日以後に特許法</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）</p> <p>第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）</p> <p>第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の五 第四十一条の八）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）</p> <p>第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の十）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（識別番号の表示）</p> <p>第二条 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付に際しての申出及び平成十二年一月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第百二十一号</p>

十二 第四十一条の四の規定による包括納付の申出の取下げ

十三 第四十一条の五の規定による自動納付の申出

十四 第四十一条の七の規定による自動納付の申出の取下げ

2・3 (略)

(包括委任状)

第六条 特定手続(第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。))第八條第四項、第十二條第三項又は第十八條第一項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料」という。))を納付する場合に限る。)、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。)、特許法第十七條第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。))

十一 第四十一条の四の規定による包括納付申出書の取下げ

2・3 (略)

(包括委任状)

第六条 特定手続(第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。))第八條第四項、第十二條第三項又は第十八條第一項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料」という。))を納付する場合に限る。)、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。)、特許法第十七條第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。))

から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2）4（略）

第二章 電子情報処理組織による手続等

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～四十二（略）

四十三 法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第一百七条第一項に規定する特

から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2）4（略）

第二章 電子情報処理組織による手続等

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～四十二（略）

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第一百七条第一項の規定する特許料若しくは第一百十二条第二項に

許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十二条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の九の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

四十四（五十一）（略）

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若し

規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の六の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

四十四（五十一）（略）

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若し

くは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、

第四十三号（法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項）これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）及び第六十一号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する

くは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、

第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二

場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は特許法
 第三百二十三条の第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第
 五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場
 合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十
 三条において準用する場合を含む。))において準用する場合
 を含む。)の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載
 した書面の提出

五十四、六十 (略)

六十一 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条
 の三第一項又は実用新案法施行規則第二十二条第一項若しく
 は第二十二条の二第一項の規定による情報の提供

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定に
 よる磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手
 続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許
 等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載す
 べきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により
 法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記
 録しなければならない。

(略)	手続	書類名	様式

項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法
 第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法
 附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する
 場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定によ
 り提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四、六十 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定に
 よる磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手
 続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許
 等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載す
 べきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により
 法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記
 録しなければならない。

(略)	手続	書類名	様式

十一	第十条第四十三号に規定する法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの	特許料納付書	様式第十九
十二			
十一			
十			
略			

2 前項の表の第二号に係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。

（暗証番号の入力等）

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定

十一	第十条第四十三号に規定する法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付に際しての申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの	特許料納付書	様式第十九
十二			
十一			
十			
略			

2 前項の規定中第二号に係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。

（暗証番号の入力等）

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定

手続（外国語による国際出願に限る。）（同条第五十九号の規定による特定手続及び同条第六十一号の規定による特定手続にあつては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。）

一（二）（略）

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行つものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで及び第六十一号に掲げるものに限る。）

ロ（又）（略）

ル 商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあつては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。）

一（二）（略）

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行つものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十二号までに掲げるものに限る。）

ロ（又）（略）

ル 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の

フゝカ (略)

ヨ 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 特許法第十八條の二第一項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、の規定による第三十四條の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五條の二

三第一項、実用新案法施行規則第二十二條第一項若しくは第二十二條の二第一項又は商標法施行規則第十九條第一項の規定による情報の提供

フゝカ (略)

ヨ 特許法第十七條第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 特許法第十八條の二第一項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、の規定による第三十四條の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付を除く。）及び第一号イから

第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）及び第一号イからヨまでに規定する手続の却下の処分

四〇九（略）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。
（若しくは特許法第百三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからヨまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。））の規定による見込額からの納付の申出及び法

ヨまでに規定する手続の却下の処分

四〇九（略）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。
（若しくは特許法第百三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからヨまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。））の規定による見込額からの納付を除く。）の補

第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからヨまでに規定する手続及び第三十条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三了二十六（略）

（書面の提出による手続の指定）

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第

正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条第一号イからヨまでに規定する手続及び第三十条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三了二十六（略）

（書面の提出による手続の指定）

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものを除く

十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。)に掲げる特定手続(以下「指定特定手続」という。)とする。

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一(三十一) (略)

三十 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第一項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

第三十一号において同じ。)若しくは特許法第百三十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))第三十一号において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))第三十一号において同じ。)において準用する

。)に掲げる特定手続(以下「指定特定手続」という。)とする。

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一(三十一) (略)

三十 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第一項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

第三十一号において同じ。)若しくは特許法第百三十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))第三十一号において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))第三十一号において同じ。)において準用する

場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）の規定による第一号から第二十八号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十二 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項又は法第十五条の二第二項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十八号まで、第二十九号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法

場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）の規定による第一号から第二十八号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十二 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十八号まで、第二十九号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二

第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出
三十三・三十四（略）

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続とする。

第三章 予納による納付及び口座振替による納付

（口座振替による納付の届出）

第三十九条の二 法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）に規定する方法（以下「口座振替」という。）により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るものとする。

項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十三・三十四（略）

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで及び第四十九号から第五十三号までに掲げる手続とする。

第三章 予納

- 一 特許料等又は手数料を納付しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 識別番号
- 三 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
- 四 金融機関の店舗の名称

(振替番号の通知等)

第三十九条の三 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。

(口座振替による納付に係る手続の指定)

第三十九条の四 口座振替により特許料等又は手数料の納付の申出をすることができる手続は、第十条第一号から第五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

(見込額からの納付又は口座振替による納付の申出の様式等)

第四十条 法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

(見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式等)

第四十条 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による特許料等の納付に際しての申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりなければならない。

一～八（略）

一〇八 (略)

2・3 (略)

4 | 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標
権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増
登録料又は手数料を法第十五条の二第一項の規定による口座振
替により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、振替番号
及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の
額を記載することによりしななければならない。

(口座振替による納付の申出に係る納付情報の送信)

第四十条の二 | 特許庁長官は、法第十五条の二第一項の規定によ
る特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料
等又は手数料の納付に際し、前条第一項(口座振替によるもの
に限る。)又は第四項の申出があつたときは、納付すべき特許
料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又
は手数料を納付しようとする者が預金又は貯金の払出しとその
払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座の
ある金融機関に対し、電子情報処理組織を使用して送信するも
のとする。

2 | 災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を
送信することができないと特許庁長官が認める場合において、
その理由がなくなつたときは、直ちに、当該納付情報を送信す
るものとする。

(口座振替による特許料等又は手数料の納付日の特例)

第四十条の三 | 特許料等又は手数料を口座振替により納付する場

2・3 (略)

合であつて、特許庁長官が歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百十一号）第二十一条の五第二項に規定する領収済通知情報を受信したときは、口座振替による納付の申出があつたときを、その納付がされたときとする。

（委任による見込額からの納付又は委任による口座振替による納付の申出）

第四十一条 予納者又は口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により法第十五条第一項及び第二項又は法第十五条の二第一項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。

2 (略)

（特許料及び登録料の包括納付の申出）

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一～三 (略)

2～4 (略)

（包括納付の申出の取下げ）

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付の申出を取り下げるときは、様式第四十によりしなければならない。

（委任による見込額からの納付の申出）

第四十一条 予納者は、委任による代理人により法第十五条第一項及び第二項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。

2 (略)

（特許料及び登録料の包括納付の申出）

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一～三 (略)

2～4 (略)

（包括納付申出書の取下げ）

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付申出書を取り下げるときは、様式第四十によりなければならない。

(特許料及び登録料の自動納付の申出)

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面(以下「自動納付申出書」という。)を援用してすることができる。

一 特許法第一百七条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料(特許法第六十七条第二項の規定により延長された期間に係る特許料を除く。)

二 実用新案法第三十一条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の登録料

三 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第二年度以後の各年分の登録料

2| 自動納付申出書には、自動納付の申出をした者の氏名若しくは名称、その自動納付申出書の援用による納付に係る特許権の特許番号及びその特許権者の氏名若しくは名称又は実用新案権の実用新案登録番号及びその実用新案権者の氏名若しくは名称又は意匠権の意匠登録番号及びその意匠権者の氏名若しくは名称その他必要な事項を記載しなければならない。

3| 特許権、実用新案権又は意匠権について、自動納付申出書が提出されているときは、次の各号に掲げる日の四十日前の日に第一項の規定により当該自動納付申出書が援用されたものとする。

一 特許権に係る特許料の納付の申出にあつては、特許法第八十二条第二項に規定する期間が満了する日

二 実用新案権に係る登録料の納付の申出にあつては、実用新案法第三十二条第二項に規定する期間が満了する日

三 意匠権に係る登録料の納付の申出にあつては、意匠法第四十二条第二項に規定する期間が満了する日

(自動納付申出書の様式等)

第四十一条の六 自動納付申出書は、自動納付申出書の援用による納付に係る特許権、実用新案権又は意匠権ごとに様式第四十条の二により作成しなければならない。

(自動納付の申出の取下げ)

第四十一条の七 自動納付の申出をした者が当該自動納付の申出を取り下げるときは、様式第四十条の三によりしなければならない。

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)

第四十一条の八 (略)

2 (略)

(電子情報処理組織による現金の納付方法)

第四十一条の九 (略)

(現金手続省令の準用)

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)

第四十一条の五 (略)

2 (略)

(電子情報処理組織による現金の納付方法)

第四十一条の六 (略)

(現金手続省令の準用)

第四十一条の十 現金手続省令第七条の規定は、前条の規定による手続に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定に基づき提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(特許法施行規則の準用)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第六十九条第三項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号、第十二号若しくは第十三号から第十八号まで又は第四十条第一項の特許料等の納付の申出に準用する。

4 特許法施行規則第六十九条第四項及び第五項の規定は、第十条第一項の表の第十一号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付の申出に準用する。

5 特許法施行規則第六十九条第六項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付の申出に準用する。

別表第一(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

第四十一条の七 現金手続省令第七条の規定は、前条の規定による手続に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定に基づき提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の六に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(特許法施行規則の準用)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第六十九条第三項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号、第十二号若しくは第十三号から第十八号まで又は第四十条第一項の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

4 特許法施行規則第六十九条第四項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

別表第一(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

一 (略)	二 (略)
<p>第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。） 、第四十四号から第四十七号まで、第五十号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。） 、第四十四号から第四十七号まで、第五十号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>
一 (略)	二 (略)

一 (略)	二 (略)
<p>第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。） 、第四十四号から第四十七号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。） 、第四十四号から第四十七号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>
一 (略)	二 (略)

